

## 衛生器具ユニット

---

### 評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

#### 1. 評価対象設備機材

##### (1) 評価の対象

評価の対象とした衛生器具ユニットは、標準仕様書の当該事項に規定する大便器ユニット、小便器ユニット、洗面器ユニット、壁掛形汚物ユニット、掃除流しユニット、手洗い器ユニット及び車椅子対応ユニットである。

##### (2) 評価の範囲

(イ) 衛生器具ユニットの形式（形番）は、製品シリーズを表しており、多種多様な器具が含まれているため、納入器具ごとに設計図書との照合・確認が必要である。

(ロ) 衛生器具の用途を変更したその他の器具ユニットについても提出資料の内容を確認しているが、多種多様な器具が含まれているため、納入器具ごとに設計図書との照合・確認が必要である。

(ハ) 衛生器具ユニットの器具単体については、評価の対象としていないため、品質・性能については確認が必要である。

また、器具の種類及び給水装置との組み合わせについても設計図書との照合・確認が必要である。

(ニ) 大便器ユニット及び小便器ユニットの洗浄水量は、グリーン購入法に定める数値以下であることを確認している。

#### 2. 品質・性能

##### (1) 材質等

主要な資材について、規定された材料が素材メーカーから製造所へ納入されていることを確認している。

##### (2) 性能

機材の性能について、実施要領に規定する試験機関または評価委員会が認める製造所で規定の試験を行い、その結果を確認している。

##### (3) 構造

標準仕様書に適合していることを確認している。

##### (4) 品質・管理

製造所での品質管理体制が整備されていることを確認している。

#### 3. 評価名簿詳細事項

申請機材の種類等の詳細は、評価名簿詳細事項として掲載している。

---